

訪問介護・訪問型サービス（訪問介護相当）

## 重要事項説明書

社会福祉法人 扶躬会

訪問介護事業所 鶴の園



## 1. 事業の目的と運営方針

<b>事業の目的</b>	社会福祉法人 扶躬会が開設する 訪問介護事業所 鶴の園（以下、事業所という）は、居宅要介護（要支援）者（以下、利用者様という）がその居宅において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの等の適切な介護サービスを提供することを目的とします。
<b>運営の方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 介護保険法の主旨に沿って、利用者様が要介護（要支援）状態となった場合においても、その利用者様が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。</li> <li>* 利用者様の意思および人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。</li> <li>* 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</li> </ul>

## 2. 事業所の内容

### (1) 事業所経営法人

法 人 名	社会福祉法人 扶躬会		
法 人 所 在 地	釧路市阿寒町富士見2丁目5番10号		
代表者職氏名	理事長 末岡 巧		
電 話 番 号	0154-66-1010	F A X 番 号	0154-66-1011
設 立 年 月 日	昭和52年6月		

### (2) 事業所概要

事業所の名称	社会福祉法人 扶躬会		
事業所の種類	指定 訪問介護・訪問型サービス（訪問介護相当）		
事業所所在地	釧路市阿寒町富士見2丁目5番39号 ライフステージ鶴の園		
事業所番号	北海道 第 0174300160 号（平成28年7月指定）		
管理者職氏名	管理者 菊地 町子		
電 話 番 号	0154-66-1400	F A X 番 号	0154-66-1401
通常の実施地域	釧路市阿寒町地区		
営 業 時 間	日～土 7：00～18：00		
サービス提供時間	年中無休		

※ サービス提供時間は時間外であっても対応いたします。

### (3) 事業所の従業者体制

職 種	業務、従事するサービス	人 員
管 理 者	業務の一元的な管理を行います	常勤1名（ライフステージ鶴の園管理者、生活支援課主幹、訪問介護員との兼務）
サービス提供責任者	利用申し込みに係る調整、訪問介護計画の作成・変更および利用者様・御家族への説明、訪問介護員への技術的指導等サービス提供の管理	1.0名以上
訪 問 介 護 員	訪問介護の提供	常勤換算2.5名以上（管理者、サービス提供責任者を含む）

### 3. 提供するサービスと利用料金

重要事項説明書別紙のとおり

### 4. 利用料金とお支払い方法

前記の料金は、1か月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、請求月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 口座自動振替

イ. 指定口座（ゆうちょ銀行）への振込

ゆうちょ銀行

預金 普通

口座番号：02770-9-102417

口座名義人 社会福祉法人 扶躬会

サービス付高齢者向け住宅 ライフステージ鶴の園

◎ 振込手数料負担者 事業所

### 5. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者様またはその御家族は、利用者様の体調の変化があった際には事業所にご一報ください。
- (2) 事業所では、原則として利用者様宅の鍵はお預かりしません。鍵の取扱いについては、利用者様またはその御家族とご相談させていただきます。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食等によるもてなしは、一切お受けできません。
- (4) 訪問時間は遅れることのないよう注意しておりますが、公共交通機関の事故、天候悪化等、やむを得ない事情により訪問時間が前後するような場合は、必ず電話にてご連絡いたします。

### 6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者様の病状が急変した場合、その他必要な場合は、サービス提供中の訪問介護員が管理者に連絡をとり、速やかに主治医や利用者様の御家族に連絡等をとる等の必要な措置を講じます。

事業所の営業時間内の緊急時連絡先等は以下の通りです。

**緊急連絡先 訪問介護事業所 鶴の園 / 電話番号 0154-66-1110**

事業所の営業時間外の緊急時連絡先等については以下の通りです。

**緊急連絡先 訪問介護事業所 鶴の園 / 電話番号 080 - 8294 - 1022**

管理者等に連絡をとり、必要な措置を講じます。

### 7. 事故発生時の対応について

サービス提供により、事故が発生した場合には、御家族、市町村および関係諸機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際しとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 個人情報取扱いについて

別紙「個人情報取扱いについて」のとおり

## 9. 苦情処理体制について

当事業所に対する苦情は、面接、電話、書面により受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることでもあります。

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決担当者（苦情申出者が第三者委員への報告を拒否した場合を除きます）に報告します。

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

○苦情受付担当者    サービス提供責任者    田中 明美  
                                受付時間              事業所の営業時間に準じます

○苦情解決責任者    管理者 菊地 町子

○第三者委員              北村 剛              0154-66-3144（釧路市阿寒町中央）  
                                阿部 利幸            0154-66-2992（釧路市阿寒町富士見）

## 10. 第三者評価の実施状況について

○実施有無    なし

## 11. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。

ただし、その損害の発生について、利用者様に故意または過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 12. 虐待の防止について

利用者様の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者への虐待防止に関する研修の実施
- (4) 虐待防止委員会の開催
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（日常的に世話をしているご家族様、同居人など利用者様を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

○虐待防止に関する責任者    施設長    林 隆浩

### 13. 身体拘束について

利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者様の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- (2) その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者様又はご家族様から同意を得ます。

### 14. 事業継続に向けた取り組み（BCP）

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

### 15. サービス利用にあたっての禁止事項（利用者様・従業者）

次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要事項について説明し、交付しました。

【事業者】

釧路市阿寒町富士見2丁目5番39号 ライフステージ鶴の園  
社会福祉法人 扶躬会

訪問介護事業所 鶴の園

管理者 菊地 町子 印

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および本書面により、事業所から指定訪問介護・訪問型サービス（訪問介護相当）サービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

【利用者様】

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【代理人（選任した場合）】

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者様との関係 )

## (介護予防) 訪問介護 重要事項説明書別紙

令和6年6月1日 現在

介護保険給付対象サービスの内容 および 利用料金

### =サービスの内容=

#### ● 身体介護

- \* 利用者様の身体に直接接触して行う介助
- \* その介助を行うために必要な準備および後始末
- \* 利用者様の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助および専門的な援助

～具体的なサービス～

- 動作介護（比較的手間のかからない介護）  
体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助（寝床から起こす介助）、就寝介助（寝床に寝かす介助）
- 身の回り介護（ある程度手間のかかる介護）  
排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等
- 生活介護（長い時間手間のかかる介護）  
食事介助、全身清拭、全身浴介助等

#### ● 生活援助

- \* 身体介護以外の訪問介護

～具体的なサービス～

掃除、洗濯、調理など日常生活の援助

ただし、以下の行為は「生活援助」に含まれませんのでご了承ください

- ① 商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接本人の援助に該当しない行為
  - ・ 主としてご家族の利便に供する行為またはご家族が行うことが適当であると判断される行為  
(自家用車の洗車や清掃、利用者様以外の方に係る洗濯、調理、買い物、布団干しなど  
主に利用者様が使用する以外の居室等の清掃、お茶や食事の手配などの来客の応接 など)
- ③ 日常生活の援助に該当しない行為
  - ・ 訪問介護員が行わなくとも日常生活に支障が生じないと判断される行為  
(草むしり、花木の水やり、ベットの世話 など)
  - ・ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為  
(家具などの移動や修繕、居室の模様替え、大掃除、窓ふき、床のワックスがけ  
植木の剪定等の園芸、正月や節句などのために特別な手間を掛けて行う調理 など)

### =訪問介護員の禁止行為=

訪問介護員は、サービスの提供にあたり、次の行為は行いません。

- ① 医療行為。
- ② 買い物援助以外に係る金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり。
- ③ 利用者様、またはその家族からの金品、飲食の授受。
- ④ 利用者様の家族などに対するサービスの提供。
- ⑤ 利用者様の居宅での飲酒、喫煙、および飲食。
- ⑥ 緊急やむを得ない場合を除く身体拘束、そのほか利用者様の行為を制限する行為。
- ⑦ 利用者様、またはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為。



## ＝利用料金＝

利用料金（自己負担額）は、サービス費用に利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合（1割 または 2割、3割）を乗じた額をお支払いいただきます。

### ● 介護予防・日常生活支援総合事業（要支援の方）

月額費用です。月途中の契約の場合は日割り計算されます。

介護予防プランに位置づけられた利用回数	対象者	サービス費用 月額
週に1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2	11,760円
週に2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2	23,490円
週に2回を超える利用が必要な場合	要支援2	37,270円

### ● 訪問介護（要介護1～5の方）

サービス利用1回あたりの費用です。

身体介護が中心の場合	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以降30分毎
	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	900円を加算
生活援助が中心の場合	20分以上 45分未満			45分以上	
	1,970円			2,420円	
20分以上の身体介護の後に 生活援助を利用した場合	20分以上 45分未満		45分以上 70分未満	70分以上	
	720円を加算		1,430円を加算	2,150円を加算	

◇ 特定事業所加算Ⅱ～質の高いサービスを提供する事業所を評価する加算で、訪問介護員への研修の実施、介護福祉士の資格をもつ訪問介護員の配置などの要件を満たす事業所として、当事業所では10%を加算します。（上記金額は特定事業所加算Ⅱを含んだ金額です）

※ サービス付き高齢者向け住宅 ライフステージ鶴の園に入居されている方は、事業所と同一敷地内の建物に居住する利用者として上記金額より10%減算されます。（介護予防・日常生活支援総合事業にも適用されます）

#### ◆ 加算料金について

早 朝	午前 6時～午前 8時	利用料金に25%割増
夜 間	午後 6時～午後 10時	利用料金に25%割増
深 夜	午後 10時～午前 6時	利用料金に50%割増

○ 初回加算～初回訪問時にサービス提供責任者が訪問介護を行うか、他の訪問介護員が訪問介護を行い際に同行訪問した場合に算定します（利用料金に2,000円を加算します／介護予防・日常生活支援総合事業にも適用されます）

○ 二人の訪問介護員が共同でサービス提供を行う必要がある場合は、2倍の料金になります。

○ 身体介護に引き続き生活援助を行った場合。

- 利用者様またはそのご家族からの要請に基づき、やむを得ない事由により（身体介護に限る）緊急にサービスに応じた場合は緊急時訪問介護加算が算定されます。料金は、要請があった時間・要請の内容・当該訪問介護の提供時刻・緊急訪問介護加算の算定対象であるか等、介護支援専門員が判断したのちに利用料金が決定されます。
- ◇ 特別地域加算～当事業所の所在する阿寒町地区は「山村振興法」によって指定された地域です。サービス費用の15%を加算します。（介護予防・日常生活支援総合事業にも適用します）
- ◇ 令和6年6月より処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算が一本化された新加算【介護職員等処遇改善加算Ⅰ】24.5%を算定します。（介護予防・日常生活総合事業にも適用します。）

◆ キャンセルについて

利用者様の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をいただきます。

サービス利用日の前営業日の17時30分までにご連絡	無 料
サービス利用日の前営業日の17時30分以降にご連絡	基本料金の1割（自費）
キャンセルのご連絡がなく、ヘルパー訪問時に不在な場合	基本料金の10割（自費）

※ 救急車・主治医等がかかわる緊急対応が生じた場合はキャンセル料をいたしません。

◎ キャンセル及びサービスの変更のご連絡は

**訪問介護事業所 鶴の園 (0154) 66-1110** をお願いいたします。

## 介護保険給付対象外サービスの内容 および 利用料金

介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス利用	サービス費用の全額
通常の実施地域外での訪問介護	交通費として通常の実施地域を越えた地点から片道につき10kmあたり100円

利用者様の居宅においてサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス、電話の費用は利用者様の負担です。